国保組合だより 号外 (R07.03)

香川県建設国民健康保険組合 - 令和7年度事業のポイントー

■保険証に代えて、資格情報のお知らせ又は「資格確認書」を交付します

国が決めた方針により、令和 6 年 12 月 2 日から新たな保険証が発行できなくなりました。今後は、保険証に代えて、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を、マイナ保険証がない方には「資格確認書」(従来の保険証と同じカードサイズ、同じ記載内容)を交付します。

マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証で医療機関を受診していただきますが、カードが読み取れなかった場合は、マイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を提示する必要があります。マイナ保険証がない方は、「資格確認書」を従来の保険証と同様に提示して受診していただくことになります。

なお、マイナンバーカードの保険証利用登録は、香建国保に申請することで解除することができます。所属する支部で解除の申請をしていただくと、香建国保が国のシステムにマイナンバーカードの保険証利用登録の解除処理を行い、「資格確認書」を交付します。

■保険料が引上げとなります

令和7年度の月額保険料は、下表のとおりです。後期高齢者支援金分については引上げ、医療給付費分と介護納付金分については、据置きとなります。

賦課区分		医療給付費分	後期高齢者 支援金分	計	前年度比
組合員	法人代表者	19,700 円	6, 200 円	25, 900 円	+300 円
	40歳以上	15,900 円	4,800円	20, 700 円	+200 円
	30歳以上40歳未満	13,700 円	3,500円	17, 200 円	+100 円
	25歳以上30歳未満	9,900円	2,900円	12, 800 円	+100 円
	25歳未満	6,500円	2, 100 円	8, 600 円	+100 円
家 族 (※)	一般家族	4,400 円	1,600円	6, 000 円	+100 円
	特別家族	9,900円	2,900円	12, 800 円	+100 円
	未就学家族	3,600 円	1,400円	5, 000 円	+100 円

※ 家族の保険料は、一般家族、特別家族又は未就学家族の保険料となります。特別家族に該当するのは、25歳以上60歳未満の家族で、組合員との続柄が妻、母、祖母でない方です。ただし、障害者手帳をお持ちの方、学生の方、その他特別な事情により就労することができない方は、届出により一般家族の保険料とすることができます。

介護納付金分(40歳以上65歳未満の介護第2号被保険者) 3,500円	±0 円
-------------------------------------	------

■高額療養費の自己負担額の見直し

政府は、高額療養費の自己負担限度額を3回に分けて引上げ及び細分化する方針を示しています。 令和7年8月に引上げを行い、令和8年8月には、年齢や所得に応じた自己負担限度額の区分の細 分化及び引上げを行い、さらに令和9年8月にも引上げを行う予定です。

引上げの内容については、詳細が決まりましたら、改めて周知いたします。

■無受診世帯表彰の見直し

昨年度にお知らせしたとおり、無受診世帯表彰について、令和7年度表彰分(令和6年度の受診 行動分)から1年間無受診の表彰のみに縮小し、5年以上連続無受診の表彰及び10年連続無受診な どの節目表彰は廃止します。

■ヘルスケアポイント制度の見直し

昨年度にお知らせしたとおり、ヘルスケアポイントについて、令和7年度交付分(令和6年度の 特定健診受診分)から特定健診受診によるポイント付与のみに縮小し、特定健診の健診結果と特定 保健指導対象者の指導終了によるポイントを廃止します。

■「ジェネリック医薬品」の利用にご協力ください

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間が終わってから製造・販売された薬で価格が安いというメリットがあります。

香建国保では、例年、保険証をお配りする際に、「ジェネリック医薬品希望シール」をお配りしています。このシールを保険証やお薬手帳に貼ることで、お医者さんや薬剤師さんに直接伝えなくても、調剤薬局等でジェネリック医薬品にしてもらえます。

ジェネリック医薬品の利用は、みなさんの 窓口負担軽減や香建国保の医療費軽減の効果が期待されますが、お医者さんに相談しづらいという方も多く、なかなか利用が進まない状況にあります。ぜひ、この「ジェネリック医薬品希望シール」を資格確認書や診察券、お薬手帳に貼っていただき、ジェネリック医薬品の利用促進にご協力ください。



【 被保険者の皆さまへ 】

後期高齢者支援金と介護納付金の増加の抑制は、私たちの努力が及びにくいものですが、医療費、特に生活習慣病の重症化は、「セルフメディケーション(自分の体や健康に責任をもち、自分の健康は自分で守ること)」により抑制することが可能です。

特定健診やがん検診の受診、特定保健指導を積極的に受けていただくことによる、病気の早期発見・早期治療・重症化の予防を心がけていただくとともに、右記の「誰にでもできる医療費節約 10 か条」を実践しましょう!

誰にでもできる医療費節約10か条

- 1 年1回、必ず健康診査を受けて、病気の予防や早期発 見に努めましょう。
- 2 ジェネリック医薬品を活用しましょう。
- 3 かかりつけのお医者さんや薬局を決めておきましょう。
- 4 急病のとき以外は、休日や診療時間外の受診はやめましょう。
- 5 同じ病気でお医者さんをハシゴするのはやめましょう。
- 6 お医者さんに薬をねだるのはやめましょう。
- 7 マスク着用、手指消毒、うがい、歯みがきを習慣化しましょう。
- 8 インフルエンザの予防接種を受けましょう。
- 9 仕事中のケガは、労災保険で治療を受けましょう。
- 10 バランスのとれた食事、適度な運動、休養を心がけましょう。